

## 社会保険未加入建設業者との一次下請契約の禁止について (天童市建設工事請負契約約款の一部改正)

建設業において、下請け企業を中心に雇用・医療・年金に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な担い手の確保・育成に向けた課題が生じています。

このことから、平成29年7月25日付国土交通省中建審第1号において、建設業法第34条第2項の規定に基づく勧告がなされました。

この勧告をうけ、天童市建設工事請負契約約款を一部改正し、下記のとおり取り扱います。

### 1 社会保険未加入建設業者への対応について

社会保険に加入義務があるにもかかわらず未加入となっている建設業者との一次下請契約を原則禁止します。

### 2 適用

当初契約締結日が平成30年4月1日以降の工事から適用します。

※社会保険未加入建設業者とは

健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにも関わらず、届出の義務を履行していない建設業者のことをいいます。